中国語版

国民健康保険のてびき

国民健康保険指南

国民健康保険制度とは　国民健康保険制度

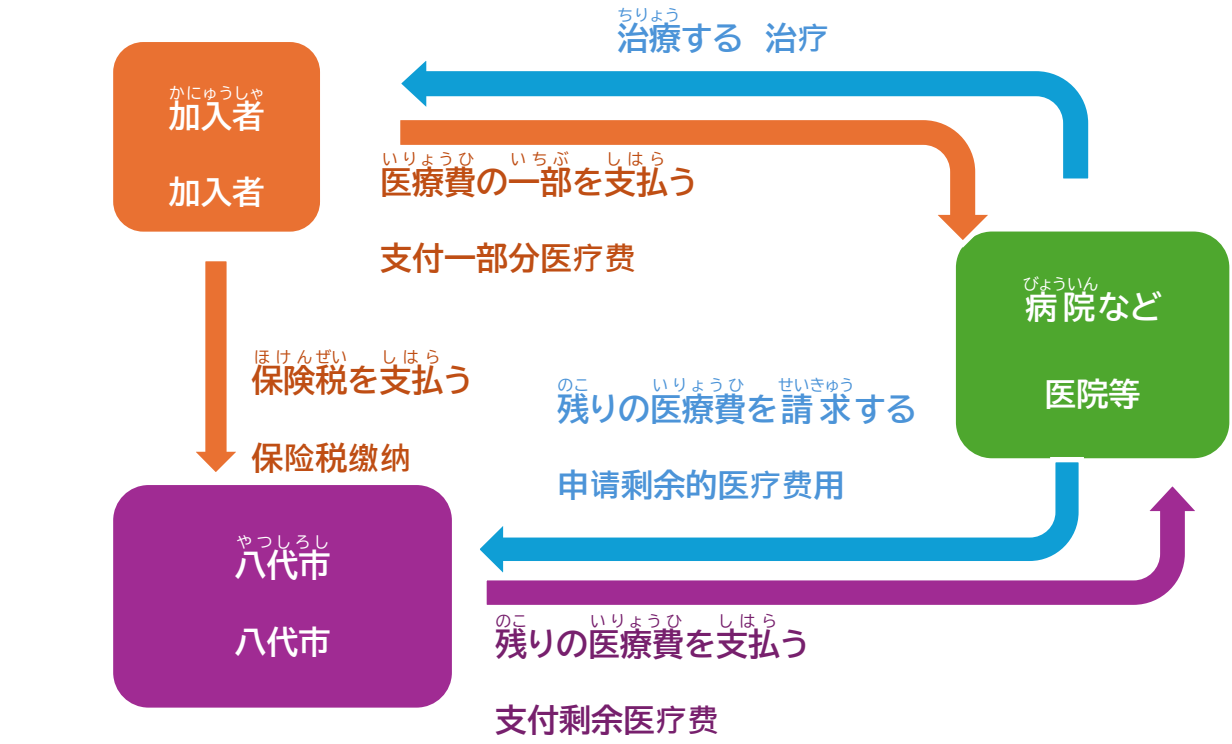
日本では、日本に住む全ての人が健康保険に加入することになっています。

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、みんなでお金を出し合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。

在日本生活的所有住民都有必须加入国民健康保险的义务

国民健康保险制度是一种互助的医疗体系，
加入者都需缴纳税金，
使成员在生病或受伤时能够安心及时接受治疗

国民健康保険のしくみ　国民健康保险的构成



国民健康保険に加入する人　国民健康保险加入者

日本に3か月より長く住む外国人の方は、国民健康保険に加入します。ただし、以下の場合は国民健康保険に加入できません。

日本生活时间超 3 个月以上的外国人有义务加入国民健康保险

以下情况时国民健康保险不能加入

国民健康保険に加入できない人

・会社の健康保険に加入している人

・学校、官公庁などの共済組合に加入している人

・家族の会社の健康保険の被扶養者の人

・日本に住む期間が3か月以下の人※1

・75歳以上の人※2

・生活保護を受けている人　など

※1　3か月以下でも加入できる場合もあります。

※2　75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入します。

国民健康保険に加入したら

資格情報のお知らせ、または資格確認書が交付されます。本人だけが使うものですので、大切に扱ってください。

病院などを受診する時

マイナンバーカードを持っている人は、保険証登録をすればマイナンバーカードを保険証（マイナ保険証）として使えます。病気やケガをしたときは、病院などの受付でマイナ保険証か資格確認書を提示してください。

病院などを受診する時に必要なもの

マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証
マイナ保険証を持っていない人	資格確認書

国民健康保険不能加入者

・已经加入社会保险者

・学校或者公务机构保险加入者

・属家庭内社会保险加入者的被抚养者

・日本滞留生活时间不满 3 个月者[1]

・75 岁以上者[2]

・正在接受最低生活保障者

[1] 3 个月以下也有可以加入的特例

[2] 75 岁以上的人可以加入后期高龄者医疗制度

国民健康保险加入后

加入资格情报审查后会先通知，再发放资格确认书

只有本人可以使用，请妥善保管

医院就诊时

个人编号持有者如果保险卡与个人编号绑定，个人编号卡可以一卡通用

生病或受伤到医院就诊时请提示个人编号卡或资格确认书

医院接受诊疗时必需携带

个人编号卡与保险证绑定者	个人编号卡的健康保险证
个人编号卡与保险证未绑定者	资格确认书

国民健康保険に加入したら保険税を支払います

国民健康保险加入后需要缴纳保险税

国民健康保険に加入したら、保険税を支払わなければなりません。納入通知書が届いたら、必ず決められた期限までに支払いましょう。

⊙「口座振替」でのお支払いが便利です。銀行などの金融機関で申し込みができます。

⊙保険税の支払いが遅くなると、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

国民健康保险加入后保险税的缴纳义务开始

收到缴税通知书后，一定要在缴纳期限内交付

⊙银行自动扣付方式非常便利，
可在开户银行办理

⊙保险税的缴纳逾期时，
会发生督促手续费或迟延金

保険給付　保险补贴

みなさんの保険税などを財源として、様々な給付を受けられます。

療養の給付

病気やケガをしたときに、医療費が以下の負担割合に応じた支払いになります。(残りの医療費は国民健康保険が負担します)

＜年齢などによって負担割合は異なります＞

義務教育就学前	2割
義務教育就学後70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割または3割

その他の給付

⊙医療費が一定額以上になると払い戻しを受け取れる(高額療養費)

⊙出産した後に一時金を受け取れる(出産育児一時金)

など

大家的保险税作为财源，可以享受各种补贴

医疗补贴

生病或受伤时，可享受实际医疗费用以下的负担比例金额接受治疗(剩余的治疗费用由国民健康保险负担)

＜年龄等区分可以享用不同的医疗费负担比例＞

义务教育就学前	20%
接受义务教育就学后70岁未满	30%
70岁以上75岁未满	20%或30%

其它补贴

⊙医疗费达到一定金额以上可以接受返还金(高额疗养费)

⊙生产时的临时补贴金(生产育儿一时金)

国民健康保険に届出が必要なとき　国民健康保险申报须知

次のようなときは、必ず14日以内に国民健康保険に届出をしてください。届出に必要なものは国民健康保険担当課に確認しましょう。

国保に加入するとき

⦿日本に入国したとき

⦿引っ越してきたとき

⦿会社の健康保険などをやめたとき

⦿子どもが生まれたとき　など

国保をやめるとき

⦿日本から出国するとき

⦿他の市区町村に引っ越すとき

⦿会社の健康保険などに加入したとき

⦿死亡したとき　など

以下情况时，一定要在 14 天以内向国民健康保险申报

申报所需的资料请向国民健康保险担当科确认

国民保险加入时期

⦿日本入国时

⦿搬家时

⦿社会保险退出时

⦿孩子出生时

国民保险退出时期

⦿离开日本时

⦿搬到其它城市社区时

⦿社会保险加入时

⦿死亡时

八代市政府　健康福祉部　国保年金科

熊本县八代市松江城町 1-25

电话号码:0965-33-4113